第5章 計画の推進

1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域住民の方々や関係機関・団体等の方々のご理解・ご支援・ご協力が必要です。

そのために、本計画を「社協だより」やホームページ等に掲載するほか、地域の自治会回覧や公共施設等へ配布するなど、幅広く広報・周知活動を行います。



2 計画の進捗状況の確認



本計画を、適切に効果的に推進するために、「第3次 宇都宮市地域福祉活動計画策定推進委員会」(内部組織) で、定期的に進捗状況の確認を行います。

3 計画の進行管理

本計画が、適切に効果的に推進されているか等、「字 都宮市社会福祉協議会地域福祉事業運営委員会」(外部 組織)で、進行管理を行います。

